

## 令和6年第4回江差町議会臨時会資料 No.2

資料6：江差町日本遺産魅力増進・発信事業資金貸付の概要【議案第2号関係】 …P 1



江差町日本遺産魅力増進・発信事業資金貸付

【追分観光課】

【事業概要】

令和5年の日本遺産認定継続にあたって付された条件である「地域活性化計画掲載事業の着実な実行」のために、事業実施主体である江差町観光まちづくり協議会では、文化庁の令和6年度「日本遺産を活用した魅力ある地域づくり推進モデル事業」に応募し、令和6年7月23日に採択事業として決定を受けた。

当該文化庁モデル事業は全額国費負担となるが、令和7年1月末（予定）の事業完了後に文化庁から事業費が入金されるまでの間、事業実施に必要な協議会の自主財源に不足が生じることから、この資金の貸付を行うもの。

貸付にあたっては、必要事項を定める要綱を制定する。

- 貸付先 江差町観光まちづくり協議会
- 貸付額 19,000千円  
 内訳：江差町日本遺産魅力「増進」事業 15,000千円  
 江差町日本遺産魅力「発信」事業 4,000千円
- 貸付時期 令和6年8月
- 償還期限 令和7年3月末日

【文化庁モデル事業全体概要】

文化庁  
「日本遺産を活用した魅力ある地域づくり推進モデル事業」

<事業の性質>補助金や交付金の類ではなく、文化庁の実証事業の一環として行うもの

